

八戸市農業委員会 1 月総会議事録

日時：令和 7 年 1 月 14 日（火）午後 3 時 00 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 20 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 欠	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 欠	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地 G L）中里 紀文、農政 G L 渡部 和文、

主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、技師 柴田 あかね、主事 宮本 朋佳、主事 大橋 康平

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長 事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、赤坂推進委員、三浦推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長 次に、本日の議案のうち、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可につきましては、内沢農業委員が当事者となっている事案がございます。

内沢農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、澤向 敏一委員の御発声が続いてお願いいたします。

澤向委員 【憲章唱和】

松橋事務局長 ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長 皆様、明けましておめでとうございます。新年早々に津軽で大雪となり、昨日は宮崎で地震がありました。自然災害が懸念されますが、どうか穏やかに過ごせればと思っております。皆様におかれましては、健康に気を付けて元気に御活躍されますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきましても、慎重に御審議いただきますようお願い

します。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、2番 澤向 敏一 委員、3番 内沢 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたしますが、本議案の中には、内沢委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、内沢委員は退室をお願いいたします。

(内沢委員退室)

会長

それでは、まず、内沢委員が当事者となっている事案について、調査を担当さ

れました委員から、説明をお願いいたします。

森（庄）委員

森から報告いたします。去る12月25日、森光男農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号68番を調査してまいりました。資料の3ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条68番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ブルーベリー、ブロッコリー、枝豆、レタス、キャベツです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約12km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、刈払機2台を所有しており、管理機、トラクター各1台を叔父から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

内沢委員の入室をお願いいたします。

(内沢委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

鈴木委員

鈴木から報告いたします。去る 12 月 25 日、中村農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 60 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 60 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和 6 年 2 月に田を渡人の要望のため取得しています。通作距離は約 3 k m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 23 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各 1 台を所有しており、田植機、コンバイン各 1 台を知人から借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え

ます。

以上で報告を終わります。

上村委員

上村から報告いたします。去る 12 月 25 日、中村農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 61 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 61 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 1 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 60 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 2 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、草刈機、噴霧機各 1 台を所有しております。なお、刈り取り用の農機具は保有しておらず、知人農家に作業委託しているとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

中村委員

中村から報告いたします。去る 12 月 25 日、森光男農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 62 番と資料の 2 ページの番号 63 番を調査してまいりました。通常、農地法第 3 条許可申請に係る調査は、申請地に係る地区の農地利用最適化推進委員が担当することとなっておりますが、この案件は申請地が複数の地区にわたっており、担当地区の案件しか調査できないこととなっている推進委員では対応できないため、農業委員が調査することとなりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号

62番と番号63番の案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。

3条62番、63番

調査には、いずれも受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人はいずれも規模拡大、渡人は、番号62番は離農のため、番号63番は労力不足のためです。申請地の貸付けはいずれもありません。申請地における受人の作付計画は、いずれも水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は、番号62番は10km、番号63番は3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しており、トラクター、3tトラック各1台を父親から借用するとのことです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

磯嶋委員

磯嶋から報告いたします。去る12月25日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号64番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条64番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は耕作の利便を図るため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、白菜、キャベツ、大根、ブロッコリーです。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、両者ともに令和6年11月に畑を住宅1棟建築のために贈与しております。通作距離は約2km、耕作道はありませんが、申請地に隣接する受人所有の農地を通じて耕作するとのことです。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、

税猶予等はありません。世帯員は女1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、耕運機、草刈機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

鈴木委員

再び鈴木から報告いたします。去る12月25日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号65番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条65番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ほうれん草、白菜です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約1.2km、耕作道はありませんが、耕作道として利用する土地の所有者からの土地通行についての承諾書が添付されております。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、軽トラック1台を所有しており、小型耕運機1台を購入予定とのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

森（庄）委員

再び森から報告いたします。去る12月25日、森光男農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号66番を調査してまいりました。資料の3ページを御覧ください。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 66 番

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は財産整理のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、牧草です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和6年7月に畑を労力不足のため売却しております。通作距離は約30km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、ローラー各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山田委員

山田から報告いたします。去る12月25日、森光男農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号67番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 67 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、とうもろこし、トマト、かぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約10m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機、チェーンソー各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第2号、令和6年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第2号、令和6年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借3件、使用貸借4件の計7件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手7名、貸し手7名で、利用権設定面積は、合計33,878㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、1年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

番号3番から資料6ページの番号7番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額80,000円でございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、11年9か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額6,000円でございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

次ページをお開き願います。

利用集積7番

番号7番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、16年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間総額10,000円でございます。

なお、この事案は下長の谷地田地区で行われる、農地中間管理機構関連農地整備事業に関する貸借となります。この事業は、県が主体となり、令和6年度から令和11年度の6年間の工期で、区画整理工事、暗渠排水工事の圃場整備を行う事業で、自作地を含む地区内の全ての農地について、15年間以上の農地中間管理権を設定することが要件とされているため、自作地につきましては、借り手と貸し手が同一となっております。

公告年月日は、令和7年1月20日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

中村委員

中村から報告します。去る12月25日、森光男委員と市庁別館7F会議室Aにおいて、番号28番を調査してまいりました。資料の7ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条28番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。転用目的は、資材置場です。実施計画は、令和7年4月1日から令和7年5月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、砂利敷きし、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、青森県立八戸商業高等学校から北側約800mに位置し、田、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

森（光）委員

森から報告します。去る12月25日、中村委員と市庁別館7F会議室Aにおいて、番号29番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条29番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和7年3月1日から令和7年8月31日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが、令和6年12月13日付けで申請済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地北側を盛土し、周囲にコンクリート土留を設置します。排水については合併浄化槽と浸透枡を設置し、処理します。住宅周囲は砕石敷きし、駐車場とする部分はアスファルト舗装します。立地条件は、八戸市立白銀中学校から北東側約750mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5
会長

次に、日程第 5、議案第 4 号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書（新規）並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）交付の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柴田技師

それでは、事務局柴田から説明させていただきます。

別冊でお配りしております議案第 4 号関係資料と書かれている資料を御覧ください。

当議案は、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受けられる場合の、贈与者・受贈者及び被相続人・相続人が適格要件に該当する旨の「適格者証明書」の交付並びに納税猶予等適用者の継続届に必要な「引き続き農業経営を行っている等の証明書」「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の交付について、承認を求めるためのものであります。

それでは資料の 1 ページをお開きください。

まず、贈与税納税猶予制度及び不動産取得税徴収猶予制度について御説明いたします。

この制度は、農地等を推定相続人の 1 人に一括贈与し、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 4 並びに地方税法附則第 12 条第 1 項により、農地等に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けられることができます。

適用を受けられる場合は、贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて、税務署等へ申告しなければなりません。令和 6 年 1 月から 12 月までの間に農地等の一括贈与を受けた農業後継者で、贈与税納税猶予等の対象となり得る方はいませんでした。よって証明書の交付予定はございません。

次に、相続税納税猶予制度について御説明いたします。農地等を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第 70 条の 6 により農地等に係る相続税の納税猶予の特例を受けることができます。この適用を受ける場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して 10 か月以内に、農業委員会が交付する適格者証明書を添えて、税務署へ申告しなければなりません。

ただし、相続の発生、つまり農地所有者の死亡は予測することができませんので、交付申請があり次第、審査の上、適格者証明書を交付することとなります。

次に、資料の 2 ページをお開きください。

2 ページの一覧は、相続税の納税猶予を受けている方のうち、今年 4 月から来年 3 月末までに継続届出書の提出が必要な対象者となっております。

継続届出書は、贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている者が、税務署に対して 3 年ごとに提出することになっており、関係法令により、農業委員会が交付する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」、特定貸付けを行っているものはそれに加え「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」を添付することになっております。提出されない場合は、納税猶予が打ち切られることになります。

以上のことから、新たに農地等の相続を受けた方、また、2 ページに記載されている方から農業委員会に対し証明書の交付申請があった場合に速やかに交付できるよう、事前に承認を得るものです。

参考として、関係様式を 3 ページから 11 ページに添付しております。3 ページから 9 ページは新規で申告をする際に添付する「適格者証明書」の様式であり、10 ページは継続届に添付する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」の様式、11 ページは「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の様式となっております。

なお、最後になりますが、贈与税、不動産取得税及び相続税の猶予制度は、本来は、農地の細分化防止や、農業を継続したくても税金を支払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるのを防ぐために創設されたものです。

そのため、猶予が適用されている農地では、売渡し、貸付け、転用が制限され、

これらの行為や耕作の放棄があった場合には猶予が打ち切られ、猶予されていた税額に利子税を加算して納税する必要があります。猶予を受けていた年数によっては莫大な金額となる可能性もあることから、猶予制度は決して安易に利用すべきものではなく、後継者の有無や、高齢になってからの耕作の可否を熟慮し、家族の同意を得た上で活用することが求められるものであることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の12月分でございます。資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 193 番

～208 番

今回の届出は、資料 9 ページの番号 193 番から資料 14 ページの番号 208 番までの計 16 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 10 ページの番号 198 番は有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 7、第 8

会長

次に、日程第 7、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 8、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 12 月分でございます。

はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 15 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 8 番

番号 8 番、転用目的は貸家 2 棟建築でございます。

続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 17 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載

のとおりでございます。

5条 110番

番号 110番、転用目的は駐車場でございます。

5条 111番、112番

番号 111番、番号 112番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 113番

番号 113番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 114番

番号 114番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 115番

番号 115番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 116番

番号 116番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 117番、118番

番号 117番、番号 118番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 119番

番号 119番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 120番

番号 120番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

5条 121番

番号 121番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 122番

番号 122番、転用目的は資材置場でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知につい

会長

てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の12月分でございます。資料の23ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条42番、43番

番号42番と番号43番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条44番

番号44番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和7年1月20日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第10

次に、日程第10、報告第5号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の12月分でございます。資料の25ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届7番

番号7番、着工年月日は令和6年12月4日で、使用する土の採取場所は、大字豊崎町字替地山下地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和6年12月4日でございます。

改良届8番

番号8番、着工年月日は令和6年12月13日で、使用する土の採取場所は、大字河原木字見立山地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和

6年12月13日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時50分)